

平成29年7月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成29年7月3日（月）午後2時00分
- 2 閉 会 平成29年7月3日（月）午後2時45分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議 案
議案第4号 教育長の職務代理及び職務代行に関する規則の制定について
議案第5号 教育委員会委員の辞職について
- 4 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	委 員 長	里 見 俊 實
	2番	委員長職務代行者	井 口 徹
	3番	委 員	石 井 ひろ美
	4番	委 員	浦 崎 秀 一
	5番	委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教育企画部長	西 本 則 彦
		こども未来部長	椎 木 栄 作
		こども未来部参与	岩 崎 恵
		教育政策課長	降 松 俊 基
		教育環境整備課長	安 福 亮 博
		文化スポーツ振興課長	高 嶋 信 行
		学校教育課長	横 田 浩 一
		学校教育課特命課長	生 田 淳 仁
		教育センター所長	大 東 豊
		就学前教育・保育課長	正 心 均 子
	子育て支援課長	井 上 典 子	

教育政策課主査 能 出 真 一
教育政策課主任 橋 本 祥 子
傍 聴 者 0 人

1 開 会

委員長が、平成29年7月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と浦崎委員を指名した。

◇ 議事の公開・非公開

委員長が議事の進行について、議案第5号は人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

3 議 案

【議案第4号】

教育長の職務代理及び職務代行に関する規則の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

教育長の職務代理及び職務代行に関する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。

提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新教育委員会制度に対応するためである。

制定趣旨として、教育長が不在の間の職務代理及び職務代行について、必要な事項を定めるものである。

職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が教育委員のうちから指名した者が、その職務を行う。

職務代行者は、職務代理者が職務を円滑に進めるため必要と認められたときは、教育委員会の事務局の上席の職員のうちから置くことができる。上席の職員とは、部長の職にある者で、三木市教育委員会事務局組織規則に規定する部の順序とする。また、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の規定に基づき、その職務を行う。

職務代理者又は職務代行者が行った職務のうち、特に重要と認められるものは、教育長へ報告又は引き継がなければならないとする。

また、この規則の制定に伴い、三木市教育委員会会議規則、三木市教育委員会事務局組織規則、及び三木市教育委員会公印規則の一部を改正する。

委員長が、議案第4号について採決を行い、原案のとおり可決された。

(非公開)

【議案第5号】

教育委員会委員の辞職について

議案第5号は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

委員長が、議案第5号について採決を行い、全会一致で同意した。

松本委員（教育長）の辞職に伴い、市長から職務代理者に里見俊實委員が指名され、職務代行者には、里見教育長職務代理者が西本教育企画部長を選任した。（任期は平成29年7月4日から新教育長が任命されるまでの間）

4 閉 会

委員長が、平成29年7月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。